

質問1

内科、小児科医院を営み青色申告の承認を受けていた父が死亡し、専従者であった私がその医院を引き継ぎました。帳簿もそのまま続けて記帳していますが、改めて青色申告の承認申請が必要ですか。

回答 相続人は、改めて相続人名義で「青色申告承認申請書」を提出します。

青色申告承認の効果は、その承認を受けた人についてのみ効力があり、相続人や事業を承継した人には及びません。

そして、相続人が事業を承継するということは、年の中途で事業を開始したのと同様ですから、青色申告をしようとする場合にはその事業を開始した日から2ヵ月以内に青色申告承認申請書を提出する必要があります。

しかし、青色申告をしていた被相続人の業務を承継した相続人が、引き続き青色申告をしようとして提出する承認申請書については、死亡という特別な事情を考慮して、お父さんが死亡された日が8月31日以前であれば、死亡の日から4ヵ月以内に、9月1日から10月31日までの間であれば12月31日までに、11月1日以後であれば翌年の2月15日までに、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、あなたの所得税についても青色申告で申告できることとなります。

質問2

大学病院に勤務していますが、本年9月から2年間アメリカで在外研究することになりました。私には給与所得のほか不動産所得があり、青色申告をしていましたが、渡米後も引き続き青色申告をすることができますか。

回答 外国に居住していても青色申告をすることができます。

国内に住所又は1年以上居所を有しない個人を非居住者といいます。非居住者の国内源泉所得については、非居住者の区分及び所得の態様に応じて、総合課税又は分離課税とされますが、国内にある不動産の貸付けによる対価は総合課税とされています。

非居住者の総合課税となる国内源泉所得についての所得金額の計算や確定申告等は、居住者に準じて行うこととされており、青色申告についても居住者と同様にすることができます。

したがって、あなたの場合は、渡米後に生ずる不動産所得についても確定申告をしなければなりません。その際に改めて手続きをしなくても引き続き青色申告によることができます。

なお、あなたは渡米においても不動産所得について確定申告をする必要があるため、渡米前に納税管理人を定め、あなたの納税地を所轄する税務署長に届けなければなりません。